

第454回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和6年8月9日 金曜日 13時28分～14時05分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室					
出席委員	公益代表委員	栗田 真人	木村 弘	田中 英男	長澤 裕子	舟橋 秀明
	労働者代表委員	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸	山田とき美
	使用者代表委員	眞田 昌則	橋本 政人	深見 正裕	山下 活博	
	欠 席 委 員	使用者代表委員 敷波 利子				
	事 務 局	八木労働局長	細貝労働基準部長			
	南出賃金室長	石間賃金指導官	植田労働基準監督官	春名賃金調査員		
議 題	<p>1.開会</p> <p>2.議題</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 石川県最低賃金の改正決定について</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) その他</p> <p>3.閉会</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 別紙のとおり 					

令和6年度 第454回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和6年8月9日（金）

13時28分～14時05分

金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室

【栗田会長】 第454回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。
審議会の成立状況について報告してください。

【事務局】補佐 使用者代表の敷波委員から欠席のご連絡をいただいております。現在、15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。
なお、本日の会議は公開となっており、報道機関が数社みられております。

【栗田会長】 本日の議事録の署名ですけど、公益側は私が行います。労働者側委員は南委員、使用者側委員は橋本委員にお願い致します。

それでは議事に入ります。まず、事務局から配付資料について説明してください。

【事務局】室長 石川県最低賃金専門部会から報告書がきております。資料にお付けしてございます。読み上げをさせていただきます。

令和6年8月9日

石川地方最低賃金審議会、会長栗田真人殿

石川地方最低賃金審議会、石川県最低賃金専門部会、部会長栗田真人

石川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月11日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同日閣議決定）に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきたところであるが、各側の意見に隔たりがあった。このため公益委員案を示したものの全会一致に至らず、採決の結果、別紙1のとりの

結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 8 日発効の石川県最低賃金（時間額 933 円）は令和 4 年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。委員名読み上げは省略させていただきます。

別紙 1

石川県最低賃金

1 適用する地域、石川県の区域

2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間 984 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日、法定どおり

別紙 2 は生活保護との比較でございますが、読み上げは省略させていただきます。と思います。

別添にうつります。

改正審議の経過と要望について

令和 6 年度の石川県最低賃金の改定については、石川地方最低賃金審議会及び石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ねた。

今年の審議では、労使ともに最低賃金の引上げが必要との認識では一致していたが、引上げの具体的な額を巡っては意見が分かれる状況が続き、公益委員において、最低賃金近傍で働く人の生活への影響を考慮して年間購入頻度階級別指数のうち「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数（5.4%）を重視し、地域間格差の是正、令和 6 年能登半島地震による影響などを総合的に考慮した上で、公益委員案として 51 円の引上げ額を示したものの、全会一致に至らず、同案にて採決を行った結果、別紙 1 のとおりの結論に達したものである。

審議の過程で労働者側は、県内事業者における人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務であり、「誰もが時給 1,000 円」への到達を見据えた引上げ額が必要である旨を主張し、北陸 3 県における地域間格差の是正につ

ながるものとなるよう求めた。とりわけ、最近の消費者物価の急激な上昇は、最低賃金近傍で働く人の生活を圧迫していると指摘し、生活水準の維持、向上の観点からも大幅な引上げが必要であることを主張した。

使用者側は、原材料価格等の上昇、コスト増分の価格転嫁が十分にできていない状況、能登半島地震による影響を受ける中小企業・小規模事業者の事情を踏まえると目安額の 50 円は県内の経済実態に即した金額とは言えず、引上げは困難であるとの見解を示した。加えて、能登半島地震による被害が特に大きい奥能登地域では、目安額での引上げは未だ事業再建の目途もたない状況下にある経営者にとって再建意欲をそいでしまうこととなりかねず、小規模事業者の賃金支払い能力が十分に考慮されていないとして不満の意を表明した。

また、使用者側は、中央最低賃金審議会で示された今年の目安額について、消費者物価指数、特に年間購入頻度階級別指数を考慮して示されたことに一定の理解を示しつつも、仮に、来年以降も、今年と同水準での最低賃金の引上げとなった場合、事業者が急激な変化に対応することができるのか強い疑問を持ち、結果として賃上げが進まず、再び「失われた 30 年」の状況が生じかねないことに強い懸念を抱くことから、来年以降の中央最低賃金審議会では、企業において継続的な賃上げが可能となることを第一として、複数年の平均値を用いて具体的かつ説得的な引上げ額算出の根拠を示すことを含め、可処分所得の維持又はゆるやかな上昇がなされることに資する議論を行うよう国、中央最低賃金審議会に対して求めた。

審議では、労使双方から能登半島地震により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、賃上げできる環境の整備を国や石川県に求める意見が多く出された。特に、取引環境については労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための施策と継続的な支援が必要であるとの指摘や、賃上げに向けた支援策について、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、経済政策の観点から一過性ではない、継続的な制度の構築など、政府全体による効果的な支援策の検討が必要であるとの指摘もあった。

政府におかれては、公労使がともに求める支援策の速やかな実行に、早急に取り組まれるよう強く求める。

【栗田会長】

ありがとうございました。専門部会の部会長を務めさせていただきました私の方からただいま読み上げていただきました部会報告書の補足説明をさせていただきます。

7月11日に本審の石川労働局長から諮問がありました、石川県最低賃金の改正決定につきましては、専門部会において本日に至るまで5回の専門部会を開催させていただきました。ただし、残念ながら全会一致に至らず、多数決により結論を取りまとめさせていただいております。ただいま読み上げていただきました報告書の特に別添のところにあります、改正審議の経過と要望についてというところで、主な労使それぞれのご意見は端的にまとめていただいているところですが、補足させていただくとすると、当初より本年度の目安は、50円という形で示されまして、この50円という金額について、特に使用者側からは持続可能性のある賃上げ額というふうに思えなくて、来年以降も同じような形で目安額を示されるような可能性があるとする中賃における審議のあり方自体に強く意見を申し上げたいというそういったご意見を強くいただいていたところでした。加えて石川県につきましてはご存じのとおり、能登半島地震の影響があってまだまだ、復旧復興の途についたところで、事業の再開に至らない小規模中小企業の方、小規模事業者の方多々おいでという認識をしています。そういった方々の当然賃金支払い能力というのは復旧どころじゃないというような状態の方もおられるという中で、果たしてその50円という数字そのものも妥当性はどうかというご意見であったという、そういったところからスタートをいたしました。一方、労働者側委員の方々も、逆に誰もが時給1,000円へと目指すという形であって、将来的には1,500円という賃上げ最低賃金を目指すということであると、それなりの賃上げ額というのを継続していかなければということで、そうすると50円という金額ももう少しもっと上げてよいのではないかというようなご意見もいただいていたところでした。そういった主張の隔たりはありましたけれども、最終的には労使双方歩み寄っていただきまして、一致している点といたしましては、やはり地域最低賃金というものはある程度の賃上げ自体は必要であるということ。それから地域間格差の是正といった観点から、特に北陸3県の中での位置づけというものも見ながら我々も審議をしていく必要があるといったところ、この辺りのところが一致していただいた意見ではなかったかと思っています。最終的に、そういった隔たりがあったところで、公益案の51円という引上げ額、という数字を示させていただきました。

これにつきましては、賛否当然あるところではしたけれども、判断理由といたしましては、一番重視したものは、やはり消費者物価指数の値上げで、特に中央最賃でも考慮された頻りに購入する支出項目にかかる消費者物価指数の5.4%というそういった点を重視しますと、やはり50円以上ということが必要

だろうというところ、そこを最大限考慮させていただいたということと、私たちは今年だけではなくて、数年前よりももとは B ランクであった富山県との開きというものを数年かけて是正をしていきたいという、そういったところも考慮をさせていただいて、今年は本当に能登半島地震の影響というのを見なければいけない年ではありましたけれども、公益委員の提案としては、目安プラス 1 円というところで示させていただきました。

部会の採決結果ですけれども 51 円につきまして、労働者側委員からは 3 名賛成ということでした。使用者側委員からは 2 名賛成 1 名反対という採決結果をいただきました。公益委員側は全員賛成という形で決審をさせていただいたというそういう結果でございます。今まとめさせていただきましたけれども、労使双方の部会の委員の皆様から補足説明があれば、お伺いをしたいと思いますけれども、まず労働者委員の方からはいかがでしょうか。使用者側もどうでしょうか。

【山下委員】

今ほど、会長から丁寧に審議の状況等ご報告いたしていただいたところでございますけれども、私としてはですね、やはり能登半島地震の影響下にある大変厳しい状況の中で、事業の再生再建に向けて頑張っている事業者の方々がまだまだ大勢いらっしゃる中で、いわゆる全国の、中賃から示された目安の 50 円プラスというこのプラス 1 円の部分を今引き上げられる状況にあるのか、この辺について、少し疑念を抱いております、反対の意を表明させていただいたところでございます。

【栗田会長】

はい、ありがとうございます。あと労使それぞれの委員の皆様、あるいは公益の委員の皆様、ご質問はございませんでしょうか。この審議経過等々につきまして、あるいは今の報告書に関しまして質問あればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【深見委員】

先ほどの目安の額 50 円プラスアルファ 1 円ですか、ってなってるんですけど、能登半島地震の影響も考慮、影響もありましたけれどもということで 1 円増額となっておりますけれども、能登半島地震の影響を考えた場合、どうして 1 円アップなのかなということを思っております。

私どもも先日からいろいろ、事業協同組合が対象で支援させていただいておりますけれども、解散するとかそういった話が、事業者が再建しないんで解散するとかって話をいくつか聞いております。そういう中でそういう目安は致し方

ないとそれから上げる方向でいるっていうのも分かるんですけども、そこでさらに目安以上のものに石川の審議会が出したと決定したってことになる、そこはそれで、皆さんの意欲を削ぐということになるんじゃないかなということ、をちょっと懸念しております、なぜ1円上がったのかいうところが疑問です。

【栗田会長】

山下委員からも同じご質問を審議の中で、ずっと受けてきておりました。途中で申しあげました、北陸3県の中での、地域間格差の是正っていう観点を、昨年一昨年と、そういった審議もしてきていた中で、本年もし、能登半島地震というものがなかったとしたら、もう少し上の数字で目安プラスアルファの数値をもう少し上を出してもいい審議ではなかったかっというふうに、元々考えてはおりました。ただし、能登半島地震っていうことがあったということで、プラス1っていうところに抑えたっていう意味の方が、私としてはそういう意味合いかなと考えています。その被災地域の事業者の皆様にとって、その再建意欲を削ぐのではないかというご指摘はもっとも部分もあるかなとは思いますが、この審議は、石川県全体にも関わる能登半島地震だけではなくて、石川県全体にも関わる加賀地方あるいは金沢地区にも関わるお話で石川県全体として捉えた場合に、県民にとって、より能登半島地震があったとしても県民の皆様によって、よりこの石川っていうものの、最低賃金が今年度はこの数字で妥結したっていうことを前向きに取り上げていただいて、明るい、県にとっていい結果になる数字であるというふうに、私としては、そういうふうに思える数字じゃないかなということで提案させていただきました。お答えになっておりますかどうかあれですけども、そういった気持ち思いで、提案させていただきました。

はい、橋本委員どうぞ。

【橋本委員】

私は使用者委員ですけど、今回その能登半島の地震によって、事業主と言いますか経営者側の被害の状況そのものがきちんとデータとして実は出ていなくて、能登にも県外能登地域以外の企業がいっぱい入ってるんです。支払い能力のある企業もいっぱい入ってらっしゃいます。そういうこともあるし、支払い能力で非常に困っている個人事業主もこれはあるんです。

そんな時に私は使用者側ですけど、労働者の賃金を抑えるということはどういうことかという、逆に生活再建を遅らせるんですよ。こちらは使用者側ばかりなんで、使用者のことしか言いませんけど、能登の復興っていうのは使用

者だけが復興しても絶対駄目なんで、働く人たちの賃金もきちんと上げて生活再建早くできるように繋げていくこともこれありなんで、ここを抑えてしまうと全てが遅れていく、そういう意味で私は使用者側ですけど、ここは早くより払える言うところ払ってあげて、その能登地域の再建につながるようにすべきではないかなと言うのと、後は栗田会長がおっしゃるとおり、北陸3県が均衡ある発展するためには、これはどうしても他県の状況も意識して私ども判断しなければならない。もう使用者側は賃金高くしたくない気持ちは分かりますけれど、もうそれをやっちゃうともものすごくこの石川も発展が遅れる、そういう思いで賛成をさせていただきました。

【栗田会長】 はい、ありがとうございます。他、ご質問等はございませんでしょうか。
そうしましたらこのまま採決に移りたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田会長】 よろしいですか。公益の皆さんもよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。採決の対象は引上げ額、部会報告書で示されておりますこの984円という数字について賛成反対について採決を取りたいと思います。

専門部会の結論賛成の方、挙手をお願いいたします。労働者側5名、使用者側2名、公益は4名という形になります。

ありがとうございます。反対の方、挙手をお願いいたします。使用者側2名という形です。それでは賛成が過半数ですので、最低賃金審議会で、第5条第3項により専門部会の結論を答申の結論といたします。

この後、専門部会の報告の内容で労働局長に答申をしたいと思いますので事務局は答申文案を配布して、読み上げをお願いいたします。

【事務局】 補佐 それでは審議会から労働局への答申文案でございます。

令和6年8月9日

石川労働局長、八木健一殿

石川地方最低賃金審議会、会長栗田真人

石川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月11日付け石労発0711第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計

画 2024 改訂版」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(同日閣議決定)に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 8 日発効の石川県最低賃金(時間額 933 円)は令和 4 年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会は、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、賃上げできる環境を整えるために、国及び石川県に対して、これらの事業者に対する支援策を拡充し、早急に実施するよう強く要望する。あわせて、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、政府に対して強く要望する。

また、賃金引上げに向けた支援策については、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、経済政策の観点から一過性ではない、継続的な制度の構築など、政府全体による効果的な支援策の実現を強く要望する。

さらに、来年以降の中央最低賃金審議会では、企業において継続的な賃上げが可能となることを第一として、複数年の平均値を用いて具体的かつ説得的な引上げ額算出の根拠を示すことを含め、可処分所得の維持又はゆるやかな上昇がなされることに資する議論を行うよう国、中央最低賃金審議会に対して要望する。

2 枚目以降につきましては、先ほどご紹介差し上げました専門部会報告書と内容が同じでございますので、読み上げは省略をさせていただきます。

【栗田会長】 ありがとうございます。ただいま答申文案を読み上げていただきましたけれども、この内容についてご了解をいただけますでしょうか。

【各側委員】 了解。

【栗田会長】 はい。それでは、皆様のご了解をいただいたということで、労働局長に答申することといたしまして、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項の規定により、この時点で専門部会は廃止といたします。

事務局は、答申文案を配付して下さい。

(答申文(案)配付)

【事務局】補佐

それでは答申文の手交に移ります。

栗田会長と石川労働局長は、所定の位置までお願いいたします。

(答申文を労働局長に手交)

【事務局】局長

今、栗田会長から答申文をいただいたところでございます。皆様方には本当に円滑なご審議等にご協力いただきましてありがとうございます。またそれぞれの労働者の代表の皆さん方、また使用者の代表の皆さん方にはそれぞれの立場が違いますが、本当に真摯なご意見等をいただいたと受けとめておるところでございます。栗田会長はじめ、公益委員の皆さん方には結審に向けた調整に、ご尽力等をいただいたところでございます。この点につきましても、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

本年度の答申等につきましては、全会一致によるということとはなりませんでしたが、部会の第1回目から本日午前中第5回まで真摯な議論の結果なのかなと思っているところでございます。

労働局といたしましても今後いただいた答申を踏まえて10月5日の発効に向けて、最低賃金の改正に向け手続等を進めていきたいと思っております。また、今回の答申の内容にありますように、984円となる改正額につきましては労使をはじめ、県民の皆さん方にも広く周知等を図っていきたいと思っておりますし、また改正額が官報に掲載される、今のところ予定でございますが、9月5日から発効日である10月5日までを、特に石川県最低賃金周知強化月間として、労働局管内の労働基準監督署ハローワークが一体となって集中的に周知等も図っていきたいと思っております。

今回の額につきまして、もちろん改正額の履行確保に向けた必要な指導等についてはもちろんのことでございますが、答申内容にもありました通り、能登半島地震による、被害を受けた事業者の厳しい経済、厳しい状況等も踏まえて本省のみならず、石川県とかに対しまして、支援策の要望また価格転嫁に向けた対策の取り組み、さらには引上げ額の具体的かつ、説得的な算出根拠を示すことも含めて、可処分所得の維持、また緩やかな上昇が出されることに資する議論が行われるよう、厚生労働省本省にも伝えていきたいと思っている、働きかけ等していきたいと思っております。

最後ではございますが、委員の皆様方には引き続きご協力等をお願いいたし

まして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

【栗田会長】 局長、ありがとうございました。
それではこの後の手続きについて事務局から説明してください。

【事務局】補佐 本日の答申の内容につきましては、最低賃金法第 11 条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として本日公示いたします。公示日の翌日から起算して 15 日間公示を必要としますので、8 月 26 日まで公示することとなります。この間に異議申出があった場合は、次回の第 455 回最低賃金審議会 8 月 27 日開催予定でございますが、こちらにおいて改めてご審議いただくこととなります。その審議を経てから、官報公示の手続きをしますが、公示予定は 9 月 5 日となり、10 月 5 日発効を予定しております。

なお、次回の本審では、特定産業別最低賃金の改正決定の必要性についてご審議いただく予定であり、異議申出の有無にかかわらず開催となりますので、よろしく願いいたします。

【栗田会長】 次回の最低賃金審議会の開始時刻等を案内してください。

【事務局】補佐 第 455 回石川地方最低賃金審議会は、8 月 27 日午前 9 時 30 分から、金沢駅西合同庁舎 2 階会議室において開催いたします。

【栗田会長】 これで本日の審議会終了となりますけれど、ご発言はよろしいでしょうか。それでは、本日の審議会を終わります。皆様本当にありがとうございました。